道スポ協第１０４６号
令和３年６月１日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長　様
各市町村スポーツ少年団本部長　様

公益財団法人北海道スポーツ協会
北海道スポーツ少年団
本部長　宇佐美　暢子
（　職　印　省　略　）

「緊急事態措置実施期間」の延長を踏まえたスポーツ少年団活動について（依頼）

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さてこの度、新型コロナウイルス感染症における国の「緊急事態宣言」が延長されたことに伴い、北海道における緊急事態措置の延長が決定されたところでありますが、最近の感染傾向として、部活動や小学校を含めた学校での感染事例が多々報告されており、別添のとおり北海道教育庁及び北海道環境生活部から、改めて感染症対策の一層の徹底について、それぞれ通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、少年団の活動にあたりましても、5月18日付け道スポ協第1038号にて通知致しましたとおり、北海道教育委員会からの「部活動の基本的な考え方」にあわせて、緊急事態措置の期間におきましては、引き続き原則休止をしていただくようお願い致します。

また、感染症対策の徹底を改めてお願いするとともに、貴管下関係団体等へご周知いただきますようお願い致します。

記

１．同封書類

（１）大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について（北海道教育庁学校教育局）

（２）「緊急事態措置実施期間」の延長を踏まえた感染症対策の徹底について（北海道環境生活部）

・「北海道における緊急事態措置」

・「集団感染事例集」

・「クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討」（抜粋）

公益財団法人北海道スポーツ協会
生涯スポーツ課　担当：小杉
TEL：（011）820-1706　FAX：（011）833-0705
E-mail：h-kosugi@hokkaido-sports.or.jp

写

教健体第２５８号
令和３年（2021年）５月26日

各教育局長
各道立学校長様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局長　唐川智幸
北海道教育庁教職員局長　伊賀治康

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について
（通知）

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも各学校において適切に対応いただいているところですが、現在北海道は緊急事態措置区域とされており、感染症対策のより一層の徹底が求められております。

こうした中、今後開催される高体連、高野連、高文連、定通体連、中体連等の大会における感染拡大を防止することは重要であり、大会等の開催に当たって、道教委では、各連盟や団体等と連携して、感染症対策の徹底を図っているところです。

これまでの大会等において感染が疑われる事例として、倦怠感があったが治まったので健康観察カードに記載せず大会に参加したことや昼食時にマスクを外して会話をしていたこと、更衣室でマスクを外し、密な状態であったことなどの様々な状況にあったことが挙げられており、さらなる万全を期すためには大会参加者の協力が不可欠です。

つきましては、各種大会の参加に当たっては、各団体のガイドライン及び国の衛生管理マニュアルに基づくとともに、別紙のとおり特に留意すべき点について取りまとめましたので、適切に対応願います。

また、教育局にあっては、別紙の２(1)により道立学校から提出される健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を、各教育局に編成した支援チームで共有した上で、万が一、参加者（引率者を含む。）から感染者が発生した場合に備え、当該校と予め必要な対応策を検討するとともに、市町村立学校についても市町村教育委員会からの相談に適切に対応願います。

なお、今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

（高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
健康・体育課
教職員課）

別紙

大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について

令和３年５月26日
北 海 道 教 育 庁

１　部活動の基本的な考え方

道内全ての地域が緊急事態措置区域となり部活動を**原則休止**としていることから、高体連、高野連、高文連、定通体連、中体連等における緊急事態宣言後の直近の大会（地区・支部、全道）に参加する部活動に**限り**、**厳選**して練習を行うこと。なお、**厳選**した練習とは、例えば感染症対策に配慮した活動時間や参加人数の削減、活動内容の工夫等を示す。また、合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛する（令和３年(2021年)５月15日付け教健体第219号通知）とともに、高体連等において地区・支部大会が終了し、全道大会への参加につながらなかった部活動については、**休止**すること。

２　大会参加前

(1) 全道大会及び全国大会等への参加については、校長は大会に参加する日から起算して５～７日前に学校保健委員会を開催し、大会参加に当たっての感染症対策を協議するとともに、生徒が毎日報告している直近２週間分の健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）の内容を確認し、必要に応じて学校医にも相談した上で、健康面で不安のある選手及びその家族に対し、医療機関の受診（→ＰＣＲ検査等）を促すなどの対策を行うこと（引率者についても、同様の対応を行うこと。）。また、新型コロナウイルス感染症が学校が所在する地域でまん延する状況にある場合や、学校保健委員会開催日から起算して２週間以内に校内で生徒や教職員等の感染事例がある場合は、特に感染症対策の徹底を図ること。

なお、道立学校においては、当該健康観察（体温・体調、行動等入力フォーム等）を全道大会等参加の２日前に所管の教育局へ提出し、情報を共有すること。市町村立学校においては、当該市町村教育委員会に提出するなど情報共有を図る体制づくりに努めること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の生徒及び同感染症により職務専念義務を免除されている教職員は参加させないこと。

(3) 参加者は、主催者が作成した健康観察カード等に、体温、体調等を正確に記録するとともに、毎日、部活動の顧問等が確認すること。

(4) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

(5) 全道大会など、他の管内に移動する場合は、極力人流を減らす観点から、参加者を厳選すること。

(6) 大会参加に当たっては、保護者に主催者や部活動の感染症対策を確認した上で、承諾を得るとともに、家庭での感染症対策の徹底を依頼すること。

(7) 開催地に移動する場合は、常にマスクを着用し、会話を控えることはもとより、バス等の車両で移動する際は、車両の換気に加え、定期的に休憩を取り、車外に出るなどの対策を行うこと。
(8) 全道大会等出場に係る壮行会や報告会、応援活動はオンラインや校内放送等を活用することとし、校内外を問わず集合する行事は行わないこと。

３　大会期間中

(1) 毎日、引率者等が参加者の体温、体調等を確認するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。
(2) 大会等の期間は、主催者の新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項や指示を遵守すること。
(3) 熱中症に留意しながら、支障のない限りマスクを着用すること。
(4) 食事の際は、黙食を徹底し、会話をするときは必ずマスクを着用すること。
(5) 更衣室では、会話を控えるとともに、人数や時間を制限するなど密を回避すること。
(6) 会場に入る前は、主催者による検温、手指消毒等を徹底すること。
(7) 宿泊する場合は、できる限り部屋の人数を削減し、マスクの着用など感染症対策の徹底を図ること。また、宿泊施設によるガイドライン等に従うとともに、会場への移動以外、外出は控えること。
(8) 試合の場面以外では、他校の生徒との接触を控えること。
(9) 保護者等の試合観戦については、主催者の指示等を遵守するよう予め伝えておくこと。

４　大会終了後

(1) 開催地の感染状況を踏まえ、生徒は３日間程度休養等したり、医療機関や民間検査機関等のＰＣＲ検査を活用したりするなど、感染拡大防止に努めること。
　引率者等の教職員は、帰着後３日間程度、可能な限り生徒や他の教職員等との接触を減らすなど、感染症対策に万全を期すこと。なお、道立学校においては、この間において、校長が校務の運営に支障がないと認める場合には、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領」第２条第６号に定める「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務の対象とするものとし、その承認に当たっては、教職員課への協議を不要とすること。また、市町村立学校においては、道立学校の例を参考に適切に対応すること。
(2) 参加者は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、自宅で休養するとともに、単なる風邪と判断することなく、必ず医療機関や保健所等に相談すること。

部活動の安全継続パッケージ
ー最後のクライマクスをとめないためにー

○　新年度、高校生の集団感染は15校161人。

○　部活動内での感染が疑われる事例は13校16件、84人と増加傾向。

○　全道大会等による移動・交流の拡大に備え、一層の警戒が必要。

○　高体連、高野連等関係団体と連携し、生徒、学校、地域の守りを固める。

Ⅰ.「個」の守り＝感染不安を一人で抱え込まない。

◆全道大会選手等を対象とした**エントリーチェック**の実施

校長・学校保健委が体温等記録を確認し、適切な受診（PCR検査等）を勧奨。

◆同居家族への「健康観察と行動変容」の協力依頼。

Ⅱ.「チーム」の守り＝学校ぐるみの協調指導体制の確立

◆「部活動顧問会議の開催」

・体温等管理と活動の厳選確認、マスク・会話・食事等ルールの再徹底。

・全校生徒・教職員・指導者一丸となった協調指導体制の確立。

Ⅲ.「社会」の守り＝オール北海道の安全応援

◆安全活動宣誓サイン入ボードの掲出 *Keep on Shining!* 夢をあきらめない

・高体連・高野連・応援アンバサダー等と部活主将がフェアプレイ精神に基づくガイドライン遵守に署名。

◆無観客開催・オンライン観戦、衛生管理の徹底。

◆PTA・後援会や企業等の安全確保へのサポートを喚起。

（みんなの誓いのメッセージを書いてください。）

Keep on Shining

宣誓！

私たちは感染を防ぐための
ルールを守ります

私も皆さんのクライマクスを応援します。
北海道日本ハムファイターズ　スペシャルアドバイザー
田　中　賢　介

2020年、甲子園やインターハイ、高文連全国大会など、
部活動に打ち込んだ生徒たちにとって、最高の舞台が失われました。

2021年度は、最新の知見に基づく感染予防ガイドラインのもと、
再び悔しい思いをしなくて済むよう、生徒たち、指導者、団体のみんなで
大会運営や練習等の活動場面に応じた感染を防ぐ努力を重ねています。

それでも、部活動に起因する集団感染事例が後を絶ちません。
感染力の強い変異株への置き換わりが進むとともに、
活動自粛の疲れから、マスクの着用や会話など、
基本ルールの遵守に緩みが見られるとの声も聞こえます。

私たち一人ひとりが　最高のクライマクスを迎えられるよう、
フェアプレイ精神をもって、
健康観察やマスクの着用、会話・食事の注意事項など、
感染を防ぐためのルールを遵守することを誓います。

北海道教育委員会・北海道高等学校長協会
北海道高等学校体育連盟・北海道高等学校文化連盟・北海道高等学校野球連盟
北海道高等学校定時制通信制体育連盟

写

スポーツ第１９５号
令和３年(2021年)５月３１日

公益財団法人　北海道スポーツ協会　会長　　様

北海道環境生活部長

「緊急事態措置実施期間」の延長を踏まえた感染症対策の徹底について（依頼）

日頃より本道のスポーツ行政の推進につきまして、多大なご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、国では、5月16日から31日まで、緊急事態措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされたところですが、このたび、道の緊急事態措置実施期間が6月20日まで延長され、別添のとおり、「北海道における緊急事態措置」が定められたところです。

この中で、特に部活動について、全国・全道大会等につながる活動以外は原則休止とし、健康状態の多重チェック及び感染症対策の全校指導体制の確立が求められています。

つきましては、この趣旨を踏まえ、あらためて新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、関係団体等への周知のご協力をお願いします。

なお、次のとおり感染リスクが高まる事例及びリスク軽減の対策などが掲載されている資料が公表されています。

集団生活のみならず日常生活における感染防止対策として、併せて周知くださいますようお願いします。

記

（１）「集団感染事例集」（北海道新型コロナウイルス感染症対策本部）

（２）「クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討」（抜粋）
（新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局）

スポーツ局スポーツ振興課スポーツ振興係
担　当　黒田
電　話　011-204-5209
E-mail　kuroda.katsumi@pref.hokkaido.lg.jp

資料4

北海道における緊急事態措置

令和3年5月28日

実施内容	国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第４５条及び同法第２４条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。 なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う。
対象区域	**特定措置区域** 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市 **措置区域** 特定措置区域以外の市町村
期　　間	令和3年6月1日（火）～6月20日（日）

特定措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

特定措置区域

期　　間	6月1日(火)～6月20日(日)
要請内容	(外出の際は) ◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。 加えて、特に日中、週末の外出を控える。 (特措法第45条第1項) ※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。 ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。 (特措法第45条第1項) ※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。 (飲食の際は) ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。(特措法第45条第1項) ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。 (特措法第45条第1項) ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容	◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。(協力依頼) ※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

【飲食店等への要請・協力依頼】

特定措置区域

期　間	6月1日(火)～6月20日(日)
対象施設	〔飲 食 店〕 飲食店(居酒屋含む(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請・協力依頼内容	【酒類又はカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】 ◆休業とする。(特措法第45条2項) 【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く)】 ◆営業時間は5時から20時まで(特措法第45条第2項)
	◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第45条第2項) ・従業員への検査推奨　・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置　・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項) ◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること。(協力依頼)
	※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて　4万円～10万円　大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて　最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

特定措置区域

期　間	6月1日(火)～6月20日(日)

※　5月31日までに販売されたものに限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。

人数上限及び収容率	○人数上限5，000人　かつ　収容率50％（特措法第24条第9項） ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。（特措法第24条第9項）
要請・協力依頼内容	◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項) ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項) ◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1，000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

【事業者への要請・協力依頼】

特定措置区域

期　間	6月1日(火)～6月20日(日)
要請・協力依頼内容	◆職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼) ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼) ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼) ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項) ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項) ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

【交通事業者への協力依頼】

特定措置区域

期　間	6月1日(火)～6月20日(日)
協力依頼内容	◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼) ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

【学校への要請】

特定措置区域

期　間	6月1日(火)～6月20日(日)
要請内容	◆衛生管理マニュアル(R3．4．28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広な休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項) ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項) ◆高等学校・特別支援学校では、分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習を実施する。(特措法第24条第9項) ◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項) ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①休業・営業時間の短縮を要請する施設】

期　間　6月1日(火)～6月20日(日)

要請・協力依頼内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店　など (生活必需物資を除く)	◆平日は、営業時間を20時まで、土日祝日は、休業とする (特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)	◆営業時間は20時までとする(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く ◆酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンターなど		
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場　など		
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなど(生活必需サービスを除く)		

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業及び営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】
(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設に対する協力金の道の取扱い】5月16日～5月31日の取扱い
大規模施設　1日あたり20万円×面積／1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数
テナント　1日あたり2万円×面積／100㎡×時短率(※)×休業・時短日数
※　営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

特定措置区域

期　間　6月1日(火)～6月20日(日)

要請・協力依頼内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム　など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短（イベント開催の場合は21時まで）(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短（イベント開催の場合は21時まで)(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（協力依頼） ◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼) ◆映画館については、 (1,000㎡超の施設)21時までの時短(特措法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設)21時までの時短(協力依頼)
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館　など	
ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地　など	◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡超の施設)20時までの時短（イベント開催の場合は21時まで）(特措法第24条第9項) ◆(1,000㎡以下の施設)20時までの時短（イベント開催の場合は21時まで）(協力依頼) ◆入場者の整理誘導等を徹底する（特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼) ◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
博物館等	博物館、美術館　など	
結婚式場	結婚式場	◆飲食店と同様の要請に従うこと(特措法第45条第2項) ◆できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること(協力依頼)

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】
（他の支援メニューを活用した施設は対象外となります）

【大規模施設(1,000㎡超)に対する協力金の道の取扱い】 5月16日～5月31日の取扱い
大規模施設　1日あたり20万円×面積／1,000㎡×時短率(※)×休業・時短日数　テナント1日あたり2万円×面積／100㎡×時短率(※)×休業・時短日数
※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

特定措置区域

期　間	6月1日(火)～6月20日(日)

対象施設	要請・協力依頼
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

公立施設	◆道立施設及び市町村立施設は、原則、休館とする。

措置区域

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

措置区域

期　　間	6月1日（火）～6月20日（日）

要請内容

（外出の際は）

◆不要不急※の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
加えて、特に日中、週末の外出を控える。
（特措法第24条第9項）

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。
（特措法第24条第9項）

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

（飲食の際は）

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。（特措法第24条第9項）

◆「黙食」を実践する。（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）（特措法第24条第9項）

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
（特措法第24条第9項）

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、来道については極力控える。（協力依頼）

※基本的対処方針においては、変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えることとされています。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えることとされており、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

【飲食店等への要請】

措置区域

期　間	6月1日(火)～6月20日(日)
対象施設	〔飲 食 店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
要請内容	◆営業時間は5時から20時まで(特措法第24条第9項) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで(特措法第24条第9項) ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項) ◆飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)
	※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】

【飲食店等に対する協力金の道の取扱い】5月16日～5月31日の取扱い

中小企業・個人事業者：1店舗ごと1日あたり売上高に応じて　2．5万円～7．5万円　大企業：1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて　最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

措置区域

期　間	**6月1日(火)～6月20日(日)**

※　5月31日までに販売されたものに限り、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱う。6月1日から、次の記載事項を満たさない6月21日以降のチケットの新規販売を停止すること。

人数上限及び収容率

○人数上限5，000人　（特措法第24条第9項）
○収容率
［100％以内］　大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※1)
［50％以内］　大声での歓声・声援等が想定されるもの(※2)　（特措法第24条第9項）
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。（特措法第24条第9項）

※1 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)
※2 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50％を超える場合がある。)

要請・協力依頼内容

◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)は19時まで　（協力依頼）
◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
◆催物前後の3密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1，000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

【事業者への要請・協力依頼】

措置区域

期　間	6月1日（火）～6月20日（日）
要請・協力依頼内容	◆職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。（協力依頼） ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。（協力依頼） ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。（協力依頼） ◆業種別ガイドラインを遵守する。（特措法第24条第9項） ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。（特措法第24条第9項） ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。（協力依頼） ◆交通事業者においては、感染防止対策を一層徹底する。（協力依頼） ◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討する。（協力依頼）

【学校への要請】

措置区域

期　間	6月1日(火)～6月20日(日)
要請内容	◆衛生管理マニュアル(R3．4．28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広な休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項) ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項) ◆部活動は原則休止とし、全国・全道大会等につながる活動に限ることとし、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項) ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

公立施設	◆道立施設は、原則、休館とする。 ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。(協力依頼)

北海道

集団感染事例集

2021年4月作成

はじめに

　この事例集は、北海道で発生した集団感染を事例として、どのような場面で感染のリスクが高まるかをまとめたものです。

　職場・学校での集団生活や日常生活においてご活用いただき、リスクの高い行動を避けていただくようお願いします。

　なお、事例については個人や事業所が特定されないように必要な修正を加えています。

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

集団感染が起きやすい場面

- Case1 大人数・長時間の会食
- Case2 自宅での会食
- Case3 共用機器の多い事業所
- Case4 当直室や仮眠室がある事業所
- Case5 喫煙所や休憩室がある事業所

集団感染が起きやすい場面

- Case6 学校生活での昼食時や休み時間
- Case7 部活動での部室（更衣室）
- Case8 従業員と利用客の距離が近い飲食店
- Case9 屋外での会食
- Case10 長距離ドライブ

Case1 大人数・長時間の会食

知人同士９名が２軒の店舗をはしご。
マスクをはずしての飲酒やカラオケにより、
６名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 大人数・長時間の会食
- ✔ 長時間の飲酒
- ✔ マスク未着用の会話やカラオケ

☞ **大人数・長時間の会食を避け、会話やカラオケの際はマスクの着用徹底を**

Case2 自宅での会食

知人同士９名が自宅で会食。
マスクをはずして飲酒し、６名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 意識が緩み、距離の近い自宅での会食
- ✔ 不十分な換気
- ✔ マスク未着用の会話や飲食

☞ **密の状態を避け、会話の際はマスク着用の徹底を**

Case3 共用機器の多い事業所

パソコンやコピー機など共用機器が多く、仕切りのない事務所内。

換気や消毒のルールが徹底されず、職員30名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 仕切りのない事務所
- ✔ 換気や消毒のルールの不徹底
- ✔ 多くの事務機器の共有

☞ **共用部分の消毒、アクリル板設置などの職場でのルールの徹底を**

Case4 当直室や仮眠室がある事業所

当直のある事務所。
職員が交代で当直室を利用し、職員７名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 部屋を長時間締め切った状態での使用
- ✔ 当直室・仮眠室での飲食等
- ✔ 従業員間で寝具の共用

☞ **飛沫が付着しやすい物品を共用しない、定期的な換気などのルールの徹底を**

Case5 喫煙所や休憩室がある事業所

喫煙所や休憩室のある事務所。
職員が喫煙所などでの休憩中にマスクをはずし、会話・飲食、複数名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 休憩中、気が緩みがちになる
- ✔ マスク未着用の飲食や会話
- ✔ 狭い換気の悪いスペースの大人数の利用

☞ **仕事の合間や仕事後の気の緩みがちになる場合での対策の徹底を**

Case6 学校生活での昼食時や休み時間

昼食時や休み時間、放課後。
マスク着用が徹底されずに感染が拡大し、生徒20名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 親しい友人同士の距離の近い交流
- ✔ マスク未着用の会話

☞ **休み時間などの気の緩みがちな場面でも対策の徹底を**

Case7 部活動での部室（更衣室）

学校内の狭い部室（更衣室）。
休憩や着替えで大人数の部員が同時に使用し、部員20名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 換気が不十分な狭い状態での使用
- ✔ マスク未着用での会話や飲食

☞ **密が発生しやすい場所での感染対策の徹底を**

Case8 従業員と利用客の距離が近い飲食店

接待を伴う飲食店。
体調に変化があった従業員が勤務を続け、従業員と利用客12名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 有症状の従業員が勤務
- ✔ マスク未着用での会話や飲食
- ✔ 換気の不徹底

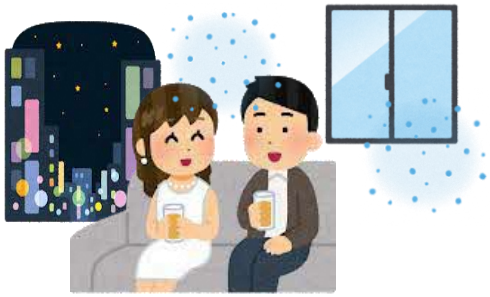

☞ **体調が悪い時は出勤しない、利用客にもマスク着用など、ルールの徹底を**

Case9 屋外での会食

知人同士で野外バーベキュー。
マスクをはずして飲食、複数名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ 屋外のため安心してマスクを外す
- ✔ 長時間にわたる会食
- ✔ 親しい友人同士の距離の近い交流

☞ **屋外においても適切な距離を保ち、会話の際はマスク着用の徹底を**

Case10 長距離ドライブ

知人同士で長距離の移動。
マスクをはずして飲食・会話、複数名が感染。

感染リスクが高まる要因

- ✔ マスクをはずしての車内飲食や会話
- ✔ 親しい友人同士の距離の近い交流

☞ **長時間の運転の際は十分な換気と会話の際はマスクの着用を**

クラスターの分析に関するヒアリング調査等の結果と今後に向けた検討(抜粋)

新型コロナウイルス感染症対策分科会事務局（令和2年10月23日）

(URL:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html)

※　この資料は、上記資料から、スポーツ活動において考えられるクラスター発生事案に関する部分を抜粋し、道スポーツ局が作成したものです。感染リスクの軽減や対策の実施に向けて参考にしていただけると幸いです。

【収集された主なクラスターの情報及び意見】

本検討で収集されたクラスター対策に係る主な情報は以下のとおりである。

（4）会食

①クラスターのイメージの例（図4）

・複数の家族が集まって会食を行い、一部の家族で感染が拡大した。
・式典の一次会及び二次会の参加者の一部が感染し、その参加者から家族に感染が拡大した。

②クラスターの発生要因

・マスクやフェイスシールドを着用していなかった。
・大きな声で長時間会話していた。
・二次会及び三次会を行っていた。
・発症者の向かいに座った者が感染していた。
・発症者とスプーンを共用していた。
・大皿料理を共有していた。
・予定より大人数で会食が行われた。
・式典の利用客にマスク着用などの対策が遵守してもらえず、特に二次会は予定人数を越えて密な状況になっていた。

③対策から得られた知見や教訓等

・正面や横の席よりも斜め向かいの席の方が感染リスクは低いと考えられた。
・異なるテーブル間での感染は、利用客がテーブルを回るなど、特殊な状況で見られた。
・業界別ガイドラインを遵守していた店舗では、従業員は感染したもの、利用客（100名超）には感染しなかった。
・発症者と同じ店舗に居合わせたものの、別のテーブルに座っていた利用客で感染が起こった事例は経験していない。
・発症者に接客した従業員は感染した一方で、カウンター奥で調理していた従業員は感染しなかった。
・高齢者の飲み会は控えるよう、住民に呼びかけを行った。
・飲み会の人数制限、時間制限を明確に周知した。
・感染予防策を式典の利用客に遵守してもらうことが困難であった。

図４①　会食に係るクラスターのイメージ例

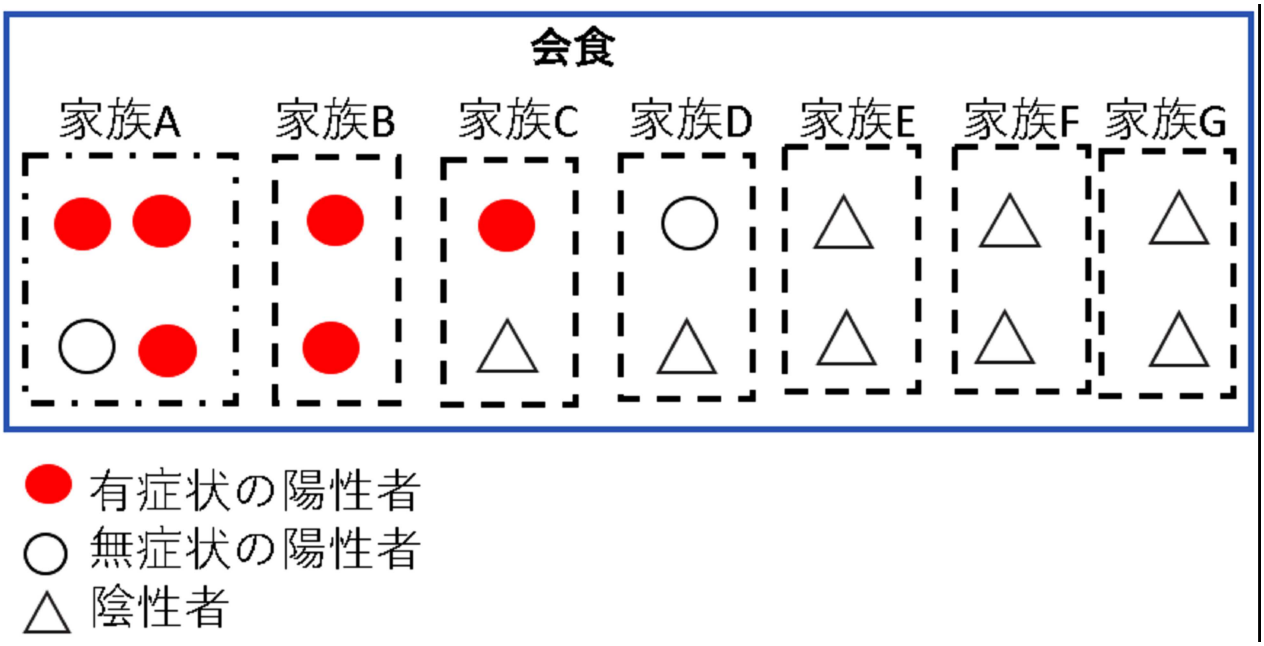

図４②　会食（式典）に係るクラスターのイメージ例

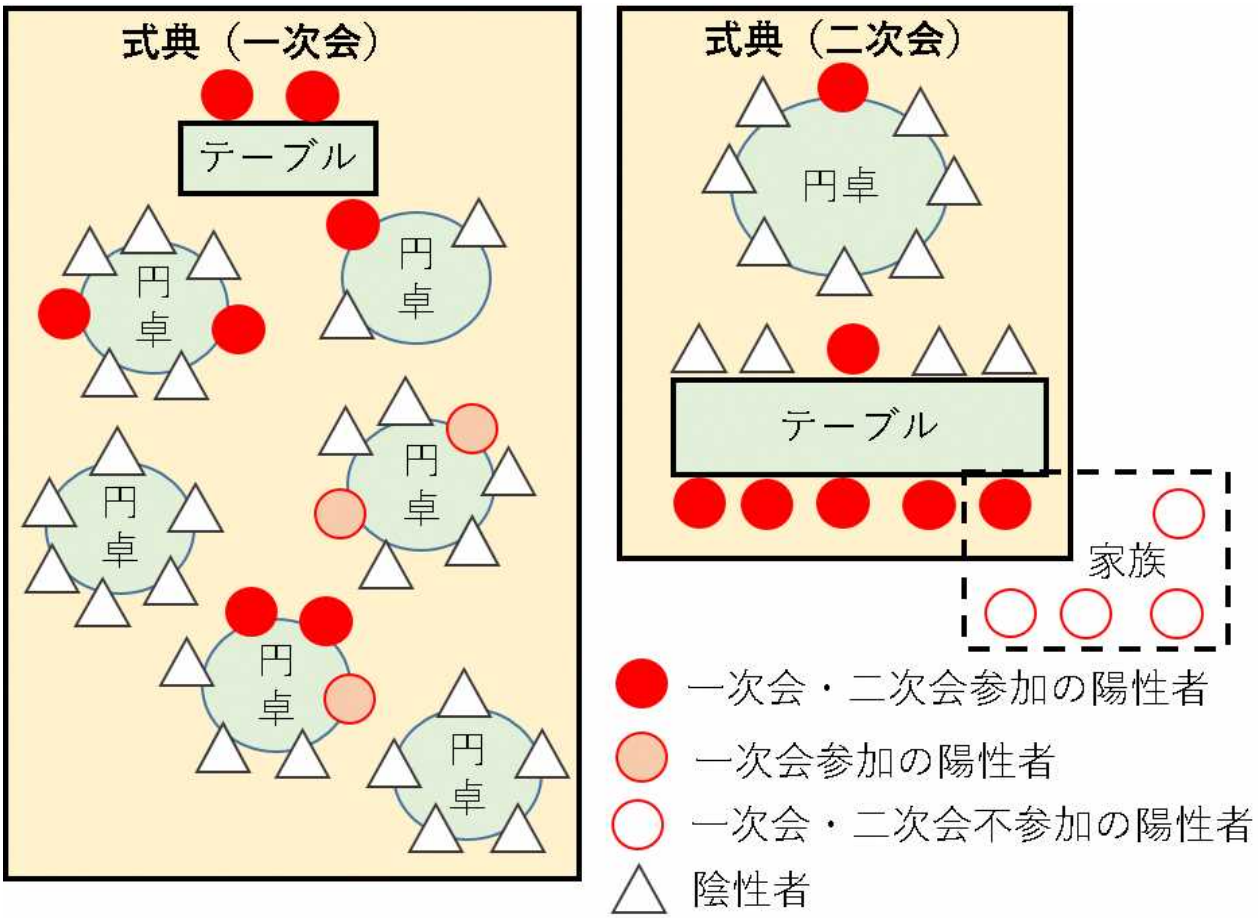

（6）運動に係る施設（スポーツジム・ボクシングジム・ダンスクラブ）

①クラスターのイメージの例（図6）

・スポーツジムにおいて、マスクを着用せずに、換気が不十分な閉鎖空間でトレーニングを行い、利用客、従業員を中心に感染が拡大した。

②クラスターの発生要因

・狭いところで、マスクを着けずに大人数で息のあがる運動をしていた。

・運動後にジム内で食事を伴うパーティーを行い、マスクなしでの長時間の会話もあった。

・トレーニング施設内で、マスクを着用せずに閉鎖空間で自転車によるトレーニングを実施していた。

③対策から得られた知見や教訓等

・スポーツジムでは当初はクラスターが発生していたが、業種別ガイドラインを作成し、守られるようになってからは、特殊な事例を除き、クラスターが発生しなくなった。

・更衣室での長時間の会話、運動後の懇親会を控えることが必要と考えられた。

図６　運動に係る施設に係るクラスターのイメージ例

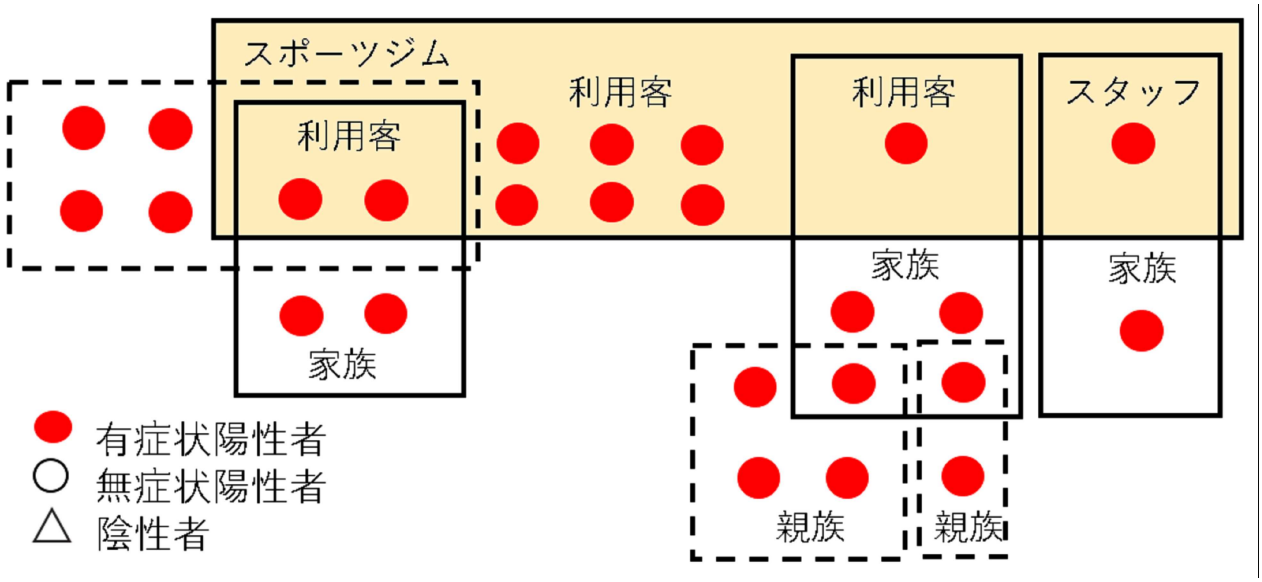

（9）寮

①クラスターのイメージの例（図9）

・スポーツ選手の寮の中で10人規模のクラスターが発生した。選手が接待を伴う飲食店で感染した後に寮内の食堂を利用したことで感染が拡大した。

②クラスターの発生要因

・同じ部活で親密な関係にあり、部屋での長時間のパーティーや飲食が見られた。

・寮同様に、労働者や学生が１部屋に多数居住するような集団生活を送る状況で、１人が感染すると同部屋の人に感染させ、そこから職場や学校に感染を拡大させるような事例がみられた。

③対策から得られた知見や教訓等

・それぞれ部屋の長時間滞在、三密を避けることが必要と考えられた。

・十分な換気や共用設備の消毒が必要と考えられた。

・相部屋では、換気を行うことや、なるべくマスクを着用することが必要と考えられた。

図９　寮に係るクラスターのイメージ例

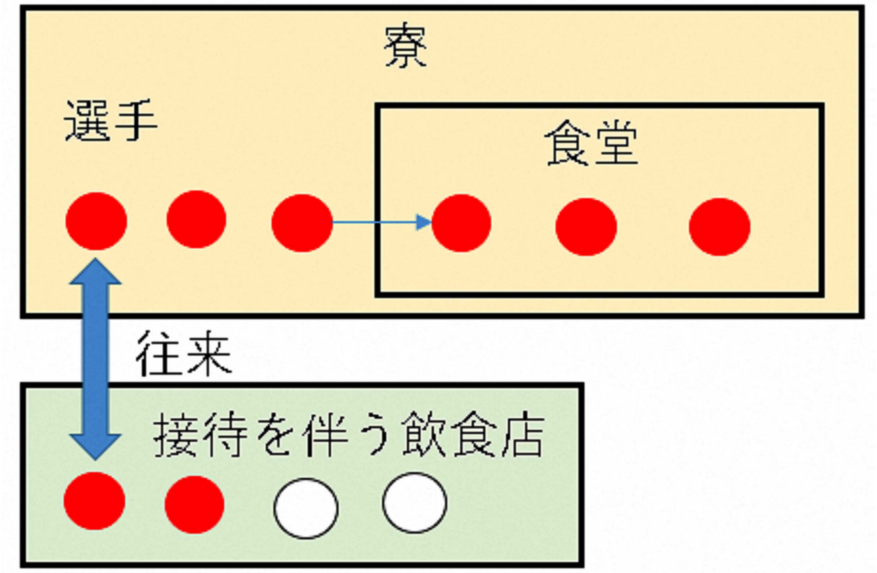

（10）学校

①クラスターのイメージの例（図10）

・教師と生徒が柔道の授業で身体的接触があり、10名規模のクラスターが発生した。

・学校の教員室で机の大移動という呼気を伴う活動を行ったことで、教職員に感染が広がり、さらにその家族にまで感染が拡大した。

②クラスターの発生要因

・教師と生徒が体育の授業で身体的に接触した。

・ダンスや吹奏楽などの部活動において、換気が不十分な狭い場所で継続的に大きな声を出したことにより、感染が拡大した。

・感染していた教師が、授業中にマスクを着用していなかった。

③対策から得られた知見や教訓等

・教師及び生徒に授業中もマスクを着用させる必要があった。

・しっかり換気を行う環境で部活動を実施させる必要があった。

・発症前の感染者からも感染することを認識し、感染者確認後に無症状病原体保有者も含めて濃厚接触者に一斉にPCR検査を行ったことで、早期に感染者を把握し、さらなる感染拡大を予防することができた。

図10　学校に係るクラスターのイメージ例

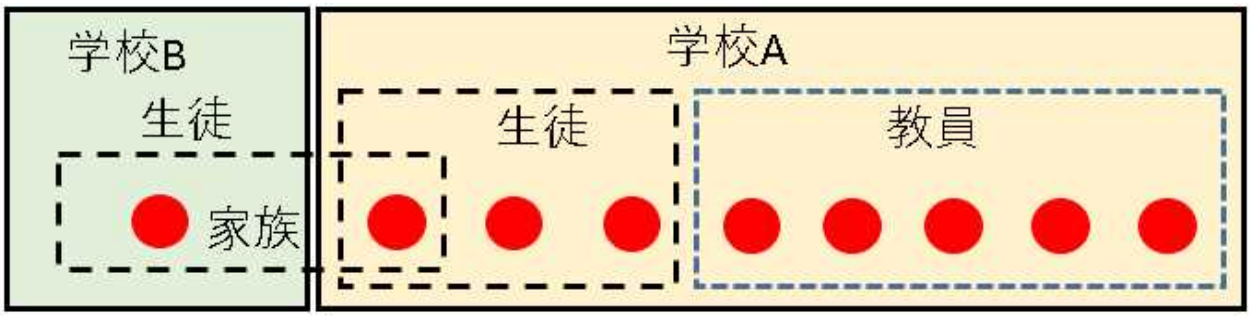

（11）スポーツチーム

①クラスターのイメージの例（図11）

・スポーツチームの選手及びスタッフ間で感染が拡大した。試合に出場している選手同士がマスクを外して会話していたこと、シャワー等の施設を共有していたことなどが感染拡大の原因と考えられた。

②クラスターの発生要因

・ハーフタイムや給水時におけるマスクを外しての会話や、水で体を冷やす給水スポンジを共用することなどにより、感染が拡大した可能性があった。

・当該スポーツ団体の業種別ガイドラインが守られておらず、トングの共有などがあった。

・シャワー等の施設を共有していた。

・更衣室の不十分な換気、長時間利用があった。

③対策から得られた知見や教訓等

・給水スポンジなどの物品の共用を行わないことが必要と考えられた。

・スポーツの前後、特に更衣室などでの感染に注意が必要であり、十分な換気とマスクの着用が必要と考えられた。
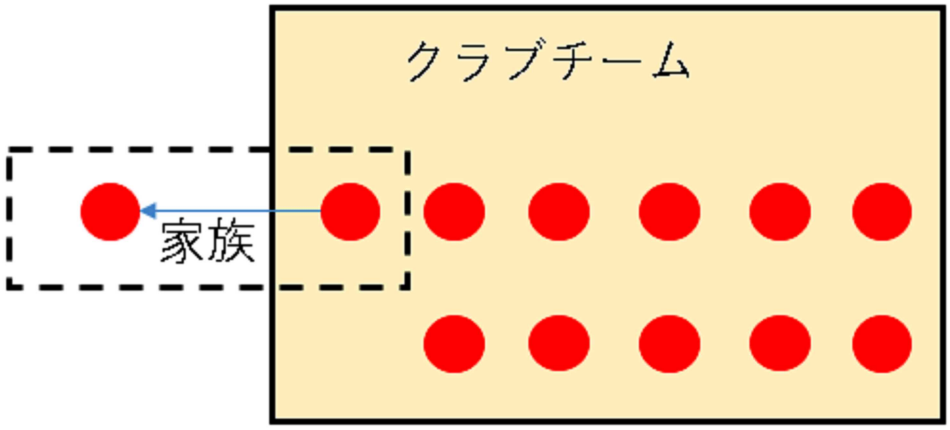
図11　スポーツチームに係るクラスターのイメージ例